

第1章 定款・規約

○ 山梨県土地改良事業団体連合会定款

昭和33年 8月 1日制定

昭和33年10月 9日認可

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、土地改良事業を行う者(国、県及び土地改良法第95条第1項の規定により、土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。以下同じ。)の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、山梨県土地改良事業団体連合会という。

(地区)

第3条 この会の地区は、山梨県の区域とする。

(事業)

第4条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）に関する技術的な指導その他の援助
- (2) 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- (3) 土地改良事業に関する調査及び研究
- (4) 国または県の行う土地改良事業に対する協力
- (5) 土地改良区の設立、管理、合併及び解散並びに土地改良事業全般についての相談
- (6) 前各号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するための必要な事業

(事務所の所在地)

第5条 この会の事務所は、山梨県甲府市に置く。

(公告の方法)

第6条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは山梨日日新聞に掲載する。

(会員に対する通知又は催告)

第7条 この会の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を指定してこの会に届け出たときは、その場所）にあててするものとする。

2 前項の通知又は催告は、この定款に期日の定めがある場合には、その期日までに到達するようにしなければならない。

第2章 会 員

(会員の資格)

第8条 この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行う者とする。

(会員の加入申込等)

第9条 この会の会員となろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添付し、これをこの会に提出しなければならない。

(1) 加入についての総会（市町村にあっては議会）の議事録

(2) 代表者の氏名を記載した書面

2 この会は、前項の申込を受けた場合において、その加入を承認したときは、会員名簿に登載するとともに、その旨を書面で加入申込者に通知するものとする。

第10条 会員は、前条第1項第2号の書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の脱退)

第11条 会員は、60日前までにその旨を書面でこの会に予告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由により脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 解 散

(3) 除 名

3 会員は、前項第1号又は第2号に該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合には、総会の会日から10日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 賦課金の納入その他この会に対する義務の履行を怠ったとき

(2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの会の定款、若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失により、この会の信用を失わせるような行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、その旨を、その理由を明らかにした書面でその会員に通知しなければならない。

第3章 経費の賦課及び財産

(経費の賦課)

第13条 この会は、毎事業年度、会員から一定額の一般賦課金を徴収する。

2 この会は、毎事業年度、会員から、当該会員の地区内で行われる土地改良事業の施行に係る土地につき一定額の特別賦課金を徴収する。

3 この会は、毎事業年度、土地改良施設維持管理適正化事業に要する経費に充てるため、一定の会員から、一定額の特別賦課金を徴収する。

4 この会は、毎事業年度、農道台帳の作成管理に要する経費に充てるため、一定の会員から、一定の事業賦課金を徴収する。

5 前4項の賦課金の額の算出方法及び徴収の方法は、総会で定める。

第14条 既に会員から徴収した賦課金は、その会員について前条の賦課金額の算定の基準となった事項に変更があっても返還しない。

第15条 この会は、会員が賦課金を納付期限までに完納しないときは、その期限後1日につき滞納金額の千分の0.4に相当する金額を過怠金として徴収することができる。

(財産)

第16条 この会の財産を分けて、基本財産及び通常財産とする。

2 前項の基本財産の範囲並びにその取得、管理及び処分等に関しては、規約で定める。

第17条 この会の財産は、この会の解散のときでなければ、会員に分配しないものとし、その方法は総会で定める。

第4章 役職員等

(役員の数)

第18条 この会に役員として理事9人以上12人以内、監事3人を置く。

(役員を選出)

第19条 役員は、総会において選出された詮衡委員が推薦した者のうちから総会において選任する。

2 前条に規定する役員のうち、理事については8人以上、監事については2人以上は、会員を代表する者でなければならない。

3 第1項に規定する詮衡委員及び役員を選任の方法については、規約で定める。

(会長及び副会長及び専務理事)

第20条 理事は、会長1人及び副会長2人を互選するものとする。

2 理事は、この会の業務の運営を適切に行うため、必要があるときは、専務理事1人を互選するものとする。

(会長の職務等)

第21条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、会長に事故があるときは、会長の職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常時会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。
- 4 理事は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、会長・副会長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長・副会長及び専務理事が欠員のときは、その職務を行う。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この会の財産並びに業務及び会計の状況を監査し、その結果につき、総会及び理事会に報告し、かつ、意見を述べなければならない。

- 2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(理事会)

第23条 次に掲げる事項は、理事をもって構成する理事会の議決を経なければならない。ただし、緊急を要する場合であって、理事会を招集するいとまがないときは、会長がこれを決することができる。この場合においては、会長は、次の理事会においてその旨を報告し、理事会の承認を求めるものとする。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (3) 役員旅費規程その他の規程の設定、変更又は廃止
- (4) 通常財産たる不動産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事の任免に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

第24条 理事会は会長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事の2分の1以上が出席し、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 会長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事2人がこれに署名及び押印するものとする。

(役員 of 義務)

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため誠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 of 任期)

第26条 役員 of 任期は2年とする。

- 2 補欠又は、増員による役員 of 任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前項の補欠役員が、役員全員である場合には、同項の規定にかかわらずその任期は2年とする。

4 第1項の役員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算するものとする。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬については、総会で定める。

2 役員旅費については、役員旅費支給規程で定める。

(職員)

第28条 この会に次の職員を置く。

(1) 参事 1名

(2) 参与 1名

(3) 主事及び技師 若干名

(4) 主事補及び技師補 若干名

(5) 嘱託及び傭 若干名

(職員サービス及び給与等)

第29条 職員は、会長が任免する。

2 職員のサービス、給与及び旅費に関しては、職員サービス規程、職員給与規程及び職員旅費支給規程で定める。

(職員の退職手当の支給)

第30条 この会は、職員が退職するときは、職員退職給与金積立管理及び支給規程の定めるところにより、そのもの者に対し、退職手当を支給する。

2 この会は、規約の定めるところにより、毎事業年度退職給与積立金を積み立てる。

(顧問)

第31条 この会の業務の運営を適切に行うため、必要があるときは、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、この会の運営に関して意見を述べることができる。

第5章 総会

(総会の招集)

第32条 会長は、毎事業年度1回3月に通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、理事会の決定があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

第33条 会長は会員が、総会員の5分の1以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(監事による総会の招集)

第34条 会長の職務を行う者がいないとき、又は前条の規定による請求があった場合において

会長が正当な事由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事がこれを招集しなければならない。

(総会招集の通知)

第35条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、場所及び目的を各会員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から3日前までに通知すればよい。

(総会の議決事項)

第36条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定・変更又は廃止
- (3) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更
- (4) 毎事業年度の事業報告書、収支決算書及び財産目録の承認
- (5) 借入金の額の限度並びに借入金の借入の方法
- (6) 土地改良事業に関係のある団体への加入又は出資

(議決権及び選任権)

第37条 会員は、各々1個の議決権及び役員を選任権を有する。

- 2 会員は、第35条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選任権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権又は選任権を行う者は、出席者とみなす。
- 4 第2項の規定により会員が議決権又は役員を選任権を行わせようとする代理人は、他の会員でなければならない。
- 5 代理人は、4人以上の会員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議決方法等)

第38条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 総会を招集した場合において、会員の半数以上の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、会員の半数以上の出席がなくても、議事を開き議決することができる。

第39条 総会においては、第35条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第19条に規定する役員を選任及び第41条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

第40条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

- 2 議長は、総会で選任する。
- 3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(重要事項の議決)

第41条 次に掲げる事項は、会員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名

(議事録)

第42条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事2名及び総会において選任した会員2人以上が、これに署名及び押印するものとする。

第6章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第43条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 削除
- 3 収支決算は次の総会に附議するものとする。

(経費の支弁)

第44条 この会の経費は、会員に対する賦課金、事業収入その他の収入をもって支弁する。

(実施に関する規約)

第45条 この定款に特別の定めのあるものを除き、この会の業務の執行及び会計について必要な事項は、規約で定める。

附 則

この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和33年10月9日）から実施する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（昭和35年10月11日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（昭和37年10月5日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（昭和42年1月23日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（昭和46年4月12日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（昭和52年10月13日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（昭和60年10月7日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（平成4年7月30日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（平成6年11月10日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（平成9年11月28日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（平成11年2月24日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（平成17年5月31日）から施行する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可の日（平成19年5月7日）から施行する。